（資料６）

漁 管 第 １ １ ３ ７ 号
令和７年(2025 年)８月１９日

関係海区漁業調整委員会会長　様

水産林務部長

すけとうだら日本海北部系群に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

このことについて、すけとうだら日本海北部系群に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量を変更し、別添のとおり公表しましたので、その旨報告いたします。

連絡先：水産局漁業管理課管理調整第二係
内　線：6-210-28-381

○令和７管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項の規定に基づき、令和７年３月 27 日公表のすけとうだら日本海北部系群に関する令和７管理年度における同項に掲げる数量を次のように変更したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和７年８月１９日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第一～第三（略）

第四　すけとうだら日本海北部系群
一　知事管理漁獲可能量
１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　7,042 トン
２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th colspan="2">知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td colspan="2">北海道漁獲可能量</td><td>７，０４２トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道すけとうだら日本海漁業</td><td>５，２５２トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道すけとうだら日本海その他漁業</td><td>現行水準</td></tr>
</table>
第五～第七（略）</td><td>第一～第三（略）

第四　すけとうだら日本海北部系群
一　知事管理漁獲可能量
１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　6,400 トン
２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th colspan="2">知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td colspan="2">北海道漁獲可能量</td><td>６，４００トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道すけとうだら日本海漁業</td><td>４，６１０トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道すけとうだら日本海その他漁業</td><td>現行水準</td></tr>
</table>
第五～第七（略）</td></tr>
</table>